

※申請書を提出する前に、下記によりご自分で申請内容の確認をお願いします。

山形県Uターン就職活動交通費助成事業費補助金交付申請に係る自己チェックシート

No	項 目	チェック	備 考
1	申請は、面接を受けた日又はインターンシップを終了した日から起算して30日以内となっていますか。 ただし、令和3年3月10日以降の面接又はインターンシップの場合は、4月9日までに申請してください。	<input type="checkbox"/>	
2	申請書には次の必要なものが添付されていますか。		
	①山形県Uターン就職活動交通費助成事業費補助金交付申請に係る面接・インターンシップ実施証明書（企業側代表者の押印が必要です。）、又は面接・インターンシップの実施を証明できるもの	<input type="checkbox"/>	
	②対象経費に係る領収書の原本、又は支払いを証明できるもの	<input type="checkbox"/>	
	③振込先口座に係る通帳の見開き部分の写しなど、口座の内容が確認できるもの	<input type="checkbox"/>	
3	申請書の記載内容は、添付資料で確認できる内容と違いはありませんか。又、記載漏れはありませんか（記入例をご参照ください）。	<input type="checkbox"/>	
4	山形県Uターン情報センターに利用者登録していますか。 ※ 協定締結大学の学生の場合は、学生証等のコピーを添付することで省略可	<input type="checkbox"/>	
5	企業との面接地又はインターンシップ地は、山形県内の住所となっていますか。	<input type="checkbox"/>	
6	企業とのインターンシップの期間は3日以上となっていますか。	<input type="checkbox"/>	
7	今年度（令和2年4月から令和3年3月）の補助金の申請は2回以内ですか。	<input type="checkbox"/>	
8	移動経路は、現在お住まいの住所地から県内企業との面接又はインターンシップ実施地までの往復の移動として適切な経路となっていますか（最短経路など特定の経路には限定しませんが、目的に沿った適切な経路を選択してください）。	<input type="checkbox"/>	
9	①往路：面接日又はインターンシップ開始日から起算して7日前の日から当該面接日又はインターンシップ開始日までの間の移動となっていますか。※やむを得ない理由による場合、30日以内	<input type="checkbox"/>	
	②復路：面接日又はインターンシップ終了日から起算して7日以内の移動となっていますか。※やむを得ない理由による場合、30日以内	<input type="checkbox"/>	
10	対象経費は、鉄道賃、航空賃、高速バス料金、パック旅行代金のいずれかに該当していますか。	<input type="checkbox"/>	
11	県以外の地方公共団体（市役所、役場）や企業から助成を受ける場合は、その額を申請書に記載していますか。	<input type="checkbox"/>	